

農地利用意向調査等に係る事務の取り扱いについて

平成 28 年 6 月 10 日 制 定

平成 29 年 3 月 13 日 一部改正

農業委員会が行う農地利用意向調査等の実施にあたり、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団（以下「財団」という。）及び市町の行う農地中間管理事業との連携を円滑に図り、担い手に耕作条件の良い農地を集積するため、農地法等の規定による手続き以外の事務の取り扱いを次のとおりを定める。

第 1 農地情報の提供

農業委員会は、農地法第 30 条により農地の利用状況調査により収集した調査結果について、利用権設定に必要な水利権等の情報を財団に提供する。

第 2 利用意向調査の対応

1 農地所有者等から農地中間管理事業を利用する意向がある旨の表明時の対応

(1) 農業委員会は、農地法第 35 条第 1 項に基づき財団に通知する場合、「農地中間管理事業における遊休農地の借受基準の制定について」別紙「農地中間管理事業における遊休農地の借受基準（以下「遊休農地借受基準」という。）」の適合状況及び農業委員会の意見を付して、毎月末締めで翌月 5 日までに農地法関係事務処理要領様式例第 13 号の 5「農地法第 35 条第 1 項に基づく通知」に同要領様式例第 13 号の 1「農地における利用の意向」の写し及び別紙様式 1-1「農地法第 35 条第 1 項による農地中間管理機構への通知に係るリスト」を添付し財団に報告するとともに遊休農地の財団への通知システム（機構貸付意向）（通称 A システム）により財団に電子メールで送付する。

(2) 財団は、農業委員会から報告があった場合は、遊休農地借受基準を満たす農地の所有者に対し、通知後 2 か月以内に貸付希望申込書を関係市町に提出するよう通知する（別紙様式 2）とともに、その旨を市町に通知する。（別紙様式 3）なお、遊休農地借受基準を満たさない農地の所有者に対しては、借受できないことを通知する（別紙様式 4）とともに、その旨を農業委員会に通知する。（別紙様式 5）

(3) 市町は、貸付希望申込書の提出があった場合は広島県農地中間管理事業事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）第 6 の 2 に基づく貸付希望農用地等リストに取りまとめ、関係書類とともに財団に提出する。

財団は、関係書類等を確認したうえで、借受農用地等リストとして市町に通知するとともに借受農用地等リストに掲載したことを農地所有者に通知する。

なお、財団は、(2) の遊休農地借受基準を満たす農地の所有者でありながら、申込期限までに貸付希望申込書の提出がない等により協議が成立しなかった場合は、その内容を農業委員会に通知する。（別紙様式 6）

2 農地所有者等から農地中間管理事業を活用する以外の回答を受けた場合の対応

農業委員会は、「農地法の運用について（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）」第 3 の 4 の（3）に基づき、農地所有者等から農地中間管理事業を活用する以外の農地の情報についても、利用意向調査の期日後に、遊休農地借受基準の適合状況及び農業委員会の意見を付して、遊休農地の機構への通知システム（機構以外 意向）（通称 B システム）により一括して財団に電子メールで情報提供する。（別紙様式 1 - 2）その際、農地法関係事務処理要領様式例第 13 号の 1 「農地における利用の意向」の写しを添付する。

財団は、農業委員会からの情報提供があった場合、遊休農地借受基準に満たない農地一覧をとりまとめ、農業委員会に通知する。（別紙様式 7）

3 農地中間管理権の取得に関する協議の勧告後の取り扱い

（1）農業委員会が農地法第 3 6 条第 1 項により勧告を行う予定の農地については事前に財団及び市町へ通知する。（別紙様式 8）

農業委員会が農地法第 3 6 条第 1 項により勧告した農地について、同法第 3 6 条第 2 項により財団に通知した場合、財団は、勧告があった日から 2 ヶ月以内の期限を持って農地所有者と第 2 の 1 の（1）に準じて協議を行うとともに、その旨を市町に通知する。（別紙様式 9）

なお、税制猶予を受けている農地に当たっては財団の基準を満たしていなくとも勧告することとなっているので留意すること。

（2）貸付希望申込書が提出され、市町から事務処理要領第 6 の 2 に基づく貸付希望農用地等リストが提出された場合には、協議が整った旨農業委員会に通知する。（別紙様式 10）

農業委員会はこの通知を受け勧告の撤回を行う。（別紙様式 11）

（3）財団は貸付希望申込書の提出がない等、協議が整わなかった場合、農業委員会に協議不正立を通知する（別紙様式 12）とともにその農用地等について財団が公表している募集区域内の借受希望者と調整を行い借受希望の有無を確認する。

（4）財団は、当該農地について借受希望がある場合、県知事への裁定申請の適否を検討する。

検討内容

ア 農地中間管理権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

イ 農地中間管理権の内容

ウ 農地中間管理権の始期及び存続期間

エ 借賃

オ 借賃の支払の方法

検討の結果、裁定を行うこととなった場合、事前に申請する旨を県、市町及び農業委員会に通知する。（別紙様式 13）

財団は勧告があった日から起算して6ヶ月以内に県知事への裁定申請を行う（別紙様式14）とともに、農地所有者に通知する。（別紙様式15）

（5）当該農地について借受希望者がいなかった場合において、財団は農業委員会に裁定しない旨通知する。（別紙様式16）

（6）裁定が行われた旨の通知が県から財団にあった場合、財団は借受希望者と協議を行い事務処理要領第9に基づく事務を開始するものとする。

なお、利用権の始期までに補償金を供託所に供託するものとし、補償金額は契約期間全ての借賃相当額とする。

（7）農地法第43条による所有者を確知することができない場合における農地の利用に当たっても、農業委員会及び財団は、上記勧告後の手続きに準じて、事前の通知、借受希望者の有無の確認、裁定の検討を行ったうえ、県知事に裁定を申請する。